

CSNI第18-116号

2019年3月22日

株式会社北國銀行

代表取締役 安宅 建樹 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

(公印省略)

申入書の送付について

拝啓 早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より私ども消費者支援ネットワークの活動に対しご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、標記の件について送付いたしますのでお願い申し上げます。

敬具

平成 31 年 3 月 22 日

株式会社北國銀行

代表取締役 安宅 建樹 様

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362 金沢市古府 2 丁目 189 番

TEL : 076-240-1012 FAX : 076-259-5963

[連絡先] 北都法律事務所

弁護士 中 聖 子

〒920-0912 金沢市大手町 15 番 15 号

金沢第 2 ビル 6 階

TEL : 076-224-1001 FAX : 076-224-1002

申 入 書

当法人は、平成 29 年 5 月 15 日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第 13 条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後 1 か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

当法人は、貴行のカードローンの「北國カードローン DAY SMART 契約約款」第9条1項7号の相続開始時の期限の利益の喪失条項を検討した結果、当該条項は消費者契約法第10条に抵触し無効であると考えます。

そのため、貴行に対し、速やかに当該条項を削除するように求めます。

第2 申し入れの理由

1 「北國カードローン DAY SMART 契約約款」第9条1項7号の内容

貴行のカードローン「北國カードローン DAY SMART」は、「北國カードローン DAY SMART 契約約款」という約款にて、以下のとおり、期限前の全額返還義務を定めております。

第9条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行からの通知催告等がなくても、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。

①第5条に定める債務の返済を遅滞し、銀行から督促しても、次の返済日までに約定返済金額の全部または一部を返済しなかったとき。

②破産手続開始または民事再生手続開始の申立があったとき。

③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

④第2号、第3号のほか、債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、その他支払を停止したと認められる事実が発生したとき。

⑤借主の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

⑥行方不明となり、銀行から借主にあてた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

⑦借主について相続の開始があったとき。

そして、当法人が削除を求める第7号は、相続の開始があった場合には、それだけで、債務者は期限の利益を失い、直ちに全額返還する旨を定めております。

2 本件条項の問題点

(1) 消費者契約法上の規定

消費者契約法第10条には、「・・・その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定められています。

(2) 前段該当性について

ア 民法第896条には「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。ただし、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。」と定められている一方、期限の利益について定めた民法第136条、第137条には相続は期限の利益喪失事由として定められておりません。つまり、被相続人のカードローン債務を相続人が相続する場合、民法によれば、期限の利益のある債務として相続されます。

イ ところが、本件条項は、相続の開始があった場合には、相続人は、貴行からの通知等がなくとも一律に期限の利益を喪失し、直ちに一括弁済する義務を負うという条項であり、民法896条に比して消費者(相

続人)の権利を制限し、かつ消費者(相続人)の義務を加重する規定であることは明らかです。

(3) 後段該当性について

ア 本件条項が適用された場合、相続債務について分割なら支払えるが一括返済はできないという相続人は、非常に不利益な事態となります。

例えば、就職して間もなく財産がほとんどない子のみが相続人で、居住している建物と少額の預貯金だけが相続財産であるという場合に、一括返済を直ちに迫られれば、居住している建物を手放さざるを得なくなることもあり得ます。また、居住している建物を処分してカードローン債務を弁済するまでの間、年14%という利息に比して高い割合の遅延損害金負担が新たに発生することになります。

イ 相続の開始という事由のみで期限の利益を一律に失わせ、直ちに債務の履行を求めることを可能とする本件条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する規定というべきです。

(4) なお、貴行からは、カードローンは属人性の信用に対して貸付をしており、債務者が死亡した場合には当該信用がそのまま相続人に引き継がれないのであるから、相続開始により期限の利益を喪失する旨を定める本件条項は消費者契約法第10条に違反するものではないとの反論もあり得るかもしれません。

しかしながら、被相続人の財産はすべて相続人に承継されますので、資産という面では相続の開始前後で変化はありませんし、収入面では、むしろ増える場合もありますので、相続開始により消費者の返済能力が一律に下がるとはいえませんが、一方、相続の開始により相続人に予期せぬ遅延損害金を負担させ得るものであることから、消費者契約法第10条が禁止する条項であることに変わりはありません。

(5) したがって、本件条項は、消費者契約法第10条に反した規定である

と考えます。

4 結語

以上のとおり、当法人は、貴行に対し、本件各条項の利用を速やかに停止するか、又は、本件各条項を消費者契約法第10条に適合する形で改められることを求める旨、申し入れ致します。

以 上